

議案第 36 号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 6 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800 円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 6 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。